

府民公募型整備事業（府民提案型）技術審査一覧【山城北地域】

整理番号	提案施設			提案概要	用地買収の有無	工事の仕分け等（第1段階チェック）		技術審査（第2段階チェック）結果						技術審査結果	事業委員会意見等	備考
	種別	名称	所在地			対象	対象工事とならない理由 （欄外・対象番号を記入）	公共事業としての必要性、地域づくりとの整合性		技術上の適合性		速効性				
								公共事業としての必要性	地域づくり等との整合性	地域要望等との整合性	関係法令、構造基準等との適合性	早期対応の必要性	他の管理者等との調整の難易			
1	交通安全施設	信号機（新設）	城陽市富野荒見田112番地先市道339号線アルプラザ城陽南側	交通量の多い道路を横断するのに危険であることから信号機の設置を要望	無	○	○	○	○	×	×	○	実施しない		城陽署管内 （受付番号19）	
2	交通安全施設	信号機（新設）	京田辺市新茶屋前5番地先新新田辺線関屋新線交差点	通行車両の速度が速く、道路形状がカーブで車両を確認できないため横断が困難であり安全対策のため信号機の設置を要望	無	○	○	○	○	×	○	○	実施しない		田辺署管内 （受付番号204）	
3	交通安全施設	信号機（新設）	宇治市木幡赤塚22番地7先町並御蔵山線木幡22号線交差点	通学路であるが車両の速度が速く街路樹等により車両の確認も困難なため信号機の設置を要望	無	○	○	○	○	×	○	○	実施しない		宇治署管内 （受付番号208）	
4	交通安全施設	信号機（新設）	京田辺市山手中央4番地3先山手中央1号線同2号線交差点	大型商業施設の出店予定があり、駅からの経路にもなっていることから事故防止対策として信号機の設置を要望	無	○	○	○	○	○	○	○	実施		田辺署管内 （受付番号297）	
5	交通安全施設	信号機（多現示化）	八幡市八幡盛戸八幡城陽線吉原一ノ坪線交差点	商業施設等が多く、交通量が多いため、なかなか右折できない。右折青矢信号の設置を要望	無	○	○	○	○	○	○	○	実施		八幡署管内 （受付番号27）	
6	交通安全施設	信号機（文字板設置）	京田辺市大住西北向八幡木津線松井大住線交差点	大型車の通行が多く、停止線の手前で停止する車が多い。感知中の表示機能付きの文字板設置を要望	無	○	○	○	○	○	○	○	実施		田辺署管内 （受付番号201）	
7	交通安全施設	最高速度	城陽市久世里ノ西地内	横断歩道の設置要望	無	○	○	○	○	×	○	○	実施しない		城陽署管内 （受付番号261）	
8	交通安全施設	最高速度	城陽市寺田大川原地内	最高速度規制要望	無	○	○	○	○	×	○	○	実施しない		城陽署管内 （受付番号262）	

◆【第1段階チェック：対象とならない工事】

- ①国や市町村が管理する施設に関する工事
- ②利便性向上や環境整備に関する工事
- ③特定の個人や団体等の利益に限られる工事
- ④道路バイパス工事や河川整備工事など相当の事業期間を要する大規模な工事、建物の新築・大規模な改築工事

☆《他事業での実施》

- ⑤他の事業で既に着手している又は計画区間等に含まれている工事

◆【第2段階チェック：技術審査】

- 6項目について○、×の評価を記入

府民公募型整備事業（府民提案型）技術審査一覧【山城北地域】

整理番号	提案施設			提案概要	用地買収の有無	工事の仕分け等（第1段階チェック）		技術審査（第2段階チェック）結果						技術審査結果	事業委員会意見等	備考
	種別	名称	所在地			対象	→対象工事とならない理由 (欄外・対象番号を記入)	公共事業としての必要性、地域づくりとの整合性		技術上の適合性		速効性				
								公共事業としての必要性	地域づくり等との整合性	関係法令、構造基準等との適合性	早期対応の必要性	他の管理者等との調整の難易				
9	交通安全施設	道路標示	久世郡久御山町 宇治定線新町停車場 横線交差点	横断歩道の補修要望	無	○	⑤								実施	宇治管内 (受付番号181)

- ◆【第1段階チェック：対象とならない工事】
- ①国や市町村が管理する施設に関する工事
- ②利便性向上や環境整備に関する工事
- ③特定の個人や団体等の利益に限られる工事
- ④道路バイパス工事や河川整備工事など相当の事業期間を要する大規模な工事、建物の新築・大規模な改築工事
- ☆《他事業での実施》
- ⑤他の事業で既に着手している又は計画区間等に含まれている工事
- ◆【第2段階チェック：技術審査】
- 6項目について○、×の評価を記入